

受付印

⑦ 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動(退職・転勤・休職など)があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

										※市町村記入欄			
(宛先) 新居浜市長 令和 年 月 日 提出				(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)					特別徴収義務者指定番号		宛 名 番 号	
					所在地					電 話 番 号		() ー 番	
					個人番号 又は法人番号								担当者氏名
給 与 所 得 者 (異 動 者)						(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴 収 済 月		(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)	異 動 年月日	異動の 事 由 ☐ 欄に✓を記入	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ☐ 欄に✓を記入	令和 年1月1日 以降退職時まで の給与支払額
フリガナ					生年月日 T・S・H . . .		(イ)徴収済額						
氏名					旧姓または新姓								
個人番号										令和 年 月 日	☐ 退職 ☐ 転勤 ☐ 休職 ☐ 長期欠勤 ☐ 死亡 ☐ その他 []	☐ 特別徴収 継続………A欄へ ☐ 一括徴収…B欄へ ☐ 普通徴収…C欄へ	百万 千 円 控除社会保険料額 百万 千 円
令和7年1月1日 現在の住所													
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所												
						月から 月まで							

年度課税資料

未徴収税額(ウ)の徴収方法について、該当するA・B・Cいずれかを必ず記入してください。

A 新しい勤務先(転勤先等)				特別徴収義務者指定番号	
所在地	〒 ー				
フリガナ					
名 称					
法人番号					
担当者			電話番号		
月割額 円を 月分(月 日納期) から徴収するよう連絡済です。				特 記 事 項	

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。	
※退職の日が1月1日から4月30日までの場合は、残税額を一括徴収することが義務付けられています。	
一括徴収の理由 ☐ 欄に✓を記入	
☐ 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者からの申出があったため。 ☐ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。	異動者印
一括徴収した税額 円は 月分(月 日納期)で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)を御本人が支払います。 (市役所から御本人に通知)	
次のいずれかの ☐ 欄に✓を記入	
☐ 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者から一括徴収の申出がないため。 ☐ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額(ウ)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。	
(死亡退職の場合)	
相 続 人 代 表 者	
住 所	
氏 名	続 柄
電 話	

備 考	
-----	--

(事業所控)